

# 生物多様性自治体ネットワーク定期総会 議 事 次 第

日時：平成24年11月3日（土）  
午前10時00分から  
場所：みなとみらい21  
プレゼンテーションルーム

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 役員・幹事の選出について
- (2) 事業報告について
- (3) 事業計画について

## 4 閉 会

---

資料1 生物多様性自治体ネットワーク規約（変更案）  
資料2 事業報告  
資料3 事業計画（案）

参考資料 生物多様性自治体ネットワーク構成自治体一覧



## 生物多様性自治体ネットワーク規約（変更案）

※ 下線を付した部分が変更箇所

### （名称）

第 1 条 本ネットワークは、「生物多様性自治体ネットワーク」と称する。

### （目的）

第 2 条 本ネットワークは、普通地方公共団体（以下、「自治体」という。）が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、もって 2010 年の第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的とする。

### （事業）

第 3 条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 国、民間団体、事業者等他のセクターとの連携及び協働
- (2) 「国連生物多様性の 10 年日本委員会」への意見及び要望の発信
- (3) 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組及び成果に関する情報共有と発信
- (4) その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

### （構成）

第 4 条 本ネットワークの構成員は、第 2 条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

### （参加）

第 5 条 構成員として本ネットワークに参加しようとする自治体は、その意思を別添の様式 1 により、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出を受けたときには、速やかに当該自治体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

### （脱退）

第 6 条 脱退しようとする構成員は、別添の様式 2 の脱退届を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

（役員の種類別）

- 第7条 本ネットワークに代表1名を置く。
- 2 必要に応じて、副代表を置くことができる
  - 3 役員は、構成員となる自治体の代表者が務めるものとする。

（役員を選任）

- 第8条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。
- 2 副代表は、構成員の中から、代表が指名する。

（役員職務）

- 第9条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

（役員任期）

- 第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特に理由があると総会で認めたときは、1年を超えない範囲で任期を変更することができる。
  - 3 その職をもって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員解任）

- 第11条 役員が、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（総会構成）

- 第12条 総会は、構成員をもって構成する。

（総会種類別）

- 第13条 総会は、定期総会、臨時総会及び電子総会とする。
- 2 定期総会は、原則として毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の3分の1以上から請求があったときに開催する。
  - 4 電子総会は、特定の議決を要する事案があるときであって、当該事案に関する意見聴取、決裁等を目的として代表が認めたときにウェブ上にて開催する。

（総会招集）

- 第14条 総会は、代表が招集する。
- 2 総会（電子総会を除く）を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第 15 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本ネットワークの事業計画及び事業報告
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 規約の変更
- (4) その他会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、全構成員の過半数の出席により成立する。ただし、電子総会においては、特に定足数は定めない。

2 委任状を提出した構成員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 18 条 総会（電子総会を除く）の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を提出した構成員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) その他記録として残す必要のある事項

2 代表は、総会（電子総会を除く）の開会時に議事録確認者を指名するものとする。

3 議事録は、事務局が作成し、議長及び議事録確認者の確認を得た上で全構成員に配付するものとする。

(幹事会)

第 19 条 本ネットワークに幹事会を設置する。

2 幹事会は、総会での審議事項及び本ネットワークの運営に関する事項その他代表が必要と認めた事項について検討を行う。

3 幹事会は、別紙の構成団体の担当部局長等で構成する。

4 幹事会には幹事長を置く。

5 幹事長は代表自治体の担当部局長等とする。

6 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。

7 幹事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

8 幹事会は、幹事長が招集する。

9 幹事会は、幹事及び幹事長により構成し、過半数の出席をもって成立する。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、定期総会開催日のある月の 1 日に始まり、翌年の定期総会開催日のある日の前月の末日に終わる。

(事務局)

第 21 条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当該年度の代表を担当する自治体の主管部局に置く。

3 事務局は、その連絡先（部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等）を速やかに全構成員に知らせることとする。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、別に代表が定める。

附則

この規約は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 11 月 3 日から施行する。

## 幹事会構成団体

|             |            |
|-------------|------------|
| <b>都道府県</b> |            |
|             | 石川県        |
|             | 岐阜県        |
|             | 愛知県        |
|             | 滋賀県        |
| <b>政令市</b>  |            |
| <b>幹事長</b>  | <u>横浜市</u> |
|             | 名古屋市       |
|             | 神戸市        |
| <b>市町村</b>  |            |
|             | <u>流山市</u> |
|             | 佐渡市        |
|             | 松本市        |
|             | 豊岡市        |
|             | 対馬市        |
|             | 阿蘇市        |
|             | 黒松内町       |
|             | 菰野町        |

# 参加申込書

生物多様性自治体ネットワークについて、構成員として参加します。

平成 年 月 日

自治体名

代表者名

生物多様性自治体ネットワーク事務局 殿

連絡先 担当課室 :  
担当者名 :  
電 話 :  
E-Mail :



# 脱 退 届

生物多様性自治体ネットワークから、脱退いたします。

脱退理由：

平成 年 月 日

自治体名

代表者名

生物多様性自治体ネットワーク事務局 殿

連絡先 担当課室：  
担当者名：  
電 話：  
E-Mail：



## 事業報告

## 1 設立総会の開催

日 時：平成23年10月7日（金）11：00～11：50

会 場：愛知芸術文化センター

出 席：67自治体及び設立準備事務局（環境省）

議 事：

- （1）規約について
- （2）役員を選出について
- （3）事業計画について

## 2 幹事会の開催

## ○ 第1回

日 時：平成24年5月30日（水）13：30～15：30

会 場：環境省中部地方環境事務所

議 事：今後の事業展開及び本年度の取組について 等

## ○ 第2回

日 時：平成24年9月14日（金）10：30～11：30

会 場：愛知芸術文化センター

議 事：定期総会の開催・議事について 等

## 3 設立記念フォーラムの開催

名 称：全国生物多様性自治体フォーラム

日 時：平成23年10月7日（金）13：00～16：00

会 場：愛知芸術文化センター

参 加：104名

主 催：愛知県、生物多様性自治体ネットワーク

共 催：国連生物多様性の10年日本委員会、環境省、名古屋市

内 容：

- （1）生物多様性地域連携促進法について（環境省第官房審議官 小林正明氏）
- （2）「自然の中に人々が集う、笑顔と活力のまちづくり」（菰野町長 石原正敬氏）
- （3）「コウノトリと共に生きる豊岡のまちづくり」（豊岡市副市長 真野毅氏）
- （4）横浜市における生物多様性の取組について～生き物がつながり人がつながるまちヨコハマ～（横浜市環境創造局政策調整部長 小林正幸氏）
- （5）「あいち方式による生態系ネットワーク形成」（愛知県環境部長 西川洋二氏）

#### 4 国連生物多様性の10年日本委員会への参画

##### 【委員会】

###### ○ 第1回

日 時:平成23年9月1日(木) 16:10~17:40

会 場:TKP 大手町カンファレンスセンター

自治体ネットワーク出席者:愛知県知事

議 事:委員会の設立について

委員会の事業展開について

委員からの取組紹介

###### ○ 第2回

日 時:平成24年5月23日(水) 13:00~15:30

会 場:TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

自治体ネットワーク出席者:横浜市環境創造局政策調整部長

議 事:委員会要綱等について

平成23年度事業の実施結果について

今後の事業について

委員からの取組紹介

##### 【幹事会】

###### ○ 第1回

日 時:平成23年9月1日(木) 13:30~15:20

会 場:TKP 大手町カンファレンスセンター

自治体ネットワーク出席者:愛知県環境部長

###### ○ 第2回

日 時:平成24年2月20日(月) 16:00~18:00

会 場:経済産業省別館

自治体ネットワーク出席者:愛知県環境部職員

###### ○ 第3回

日 時:平成24年8月28日(火) 10:00~12:00

会 場:経済産業省別館

自治体ネットワーク出席者:愛知県環境部職員

## 5 ウェブサイトの開設

○ アドレス : <http://undb.jp/nlgb/>

○ 主な構成 :

(1) トップページ

代表あいさつ、生物多様性自治体ネットワークについて、参画団体一覧

(2) コミュニティサイト (構成自治体専用)

事務局からのお知らせ、自治体からの情報発信・意見交換



## 6 交流事業の実施

構成自治体の様々な知恵や工夫、取組を〈共有〉、〈交流〉、〈発信〉し、自治体の課題解決や取組のレベルアップを図る交流事業を実施することとした。

このうち〈交流〉、〈発信〉事業については、既存のコミュニティサイトやメーリングリストを活用・改善することとし、〈共有〉事業については、各自治体の取組に関する調査を行い、生物多様性保全に関するデータベースを新たに作成した。

## 7 COP11への参加

代表（愛知県知事）が、本年10月にインド・ハイデラバードで開催の「生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）」に参加し、サブナショナル政府サミット、サイドイベント等で本ネットワークの取組を発表。

## 8 関連事業の共催・後援

愛知目標の達成に向けて、生物多様性保全に関する事業の盛り上げを図るとともに、事業の成果を収集整理し、自治体間で情報共有を図るため、次の事業について共催又は後援した（一部予定）。

### (1) 共催行事

| 行事名                        | 開催日          | 主催等                      |
|----------------------------|--------------|--------------------------|
| あいち生物多様性<br>フォーラム&エコツアー    | 9月14<br>～15日 | 愛知県                      |
| 国連生物多様性の10年<br>日本委員会地域セミナー | 9月～3月        | 国連生物多様性の10年日本委員会、<br>環境省 |
| 生物多様性ミニフォーラム               | 11月3日        | 横浜市                      |

### (2) 後援行事

| 行事名                            | 開催日          | 主催等                                       |
|--------------------------------|--------------|---|
| 生きもの調査から見える<br>横浜の生物多様性        | 6月26日        | 横浜市                                       |
| 第3回トンボの森づくり                    | 9月29日        | 真庭・トンボの森づくり推進協議会<br>(真庭市)                 |
| 第7回「全国マコモサミット<br>in 菰野2012」    | 10月4日<br>～5日 | 第7回「全国マコモサミット in 菰野<br>2012」実行委員会（菰野町）    |
| COP11 サイドイベント                  | 10月18日       | 愛知県                                       |
| 第9回全国草原サミット<br>・シンポジウム in みなかみ | 10月27日       | 第9回全国草原サミット・シンポジウム<br>in みなかみ実行委員会（みなかみ町） |
| ヨコハマbツアー                       | 11月2日        | 横浜市                                       |
| 水環境フォーラム in 加賀<br>2012         | 11月11日       | 加賀市、石川県                                   |

## 事業計画(案)

## 1 定期総会の開催

## ○第2回定期総会

日 時：平成24年11月3日(土・祝) 10:00～10:30

会 場：みなとみらい21 プレゼンテーションルーム

出 席：構成自治体

議 事：

- (1) 役員の選出について
- (2) 事業報告について
- (3) 事業計画について

## 2 幹事会の開催

## ○第1回

日 時：平成25年9月頃

会 場：未定

議 事：定期総会の開催・議事について 等

## 3 総会開催記念ミニフォーラムの開催

名 称：生物多様性ミニフォーラム

日 時：平成24年11月3日(土・祝) 10:40～12:00

会 場：みなとみらい21 プレゼンテーションルーム

主 催：横浜市

共 催：生物多様性自治体ネットワーク

内 容：

基調講演 「地域から始まる生物多様性」 涌井史郎氏

ネットワーク構成自治体の取組事例報告

- (1) 「トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略」(佐渡市長 甲斐 元也氏)
- (2) 「COP11報告」(愛知県環境部長 西川洋二氏)
- (3) 「横浜市における生物多様性の取組」(横浜市環境創造局長 荻島尚之氏)

#### 4 国連生物多様性の10年日本委員会への参画

##### 【委員会】

- 第3回
  - 日 時：平成25年5月頃（予定）
  - 会 場：未定
  - 自治体ネットワーク出席者：横浜市

##### 【幹事会】

- 第4回
  - 日 時：未定
  - 会 場：未定
  - 自治体ネットワーク出席者：横浜市

#### 5 ウェブサイトでの情報発信

生物多様性自治体ネットワークのWEBページにおいて、イベント情報や地域戦略などの自治体からの情報発信などを行うコミュニティサイトの運営・更新を行います。

- アドレス：<http://undb.jp/nlgb/>
- 主な構成：
  - (1) トップページ
    - 代表あいさつ、生物多様性自治体ネットワークについて、参画団体一覧
  - (2) コミュニティサイト（構成自治体専用）
    - 事務局からのお知らせ、自治体からの情報発信・意見交換



## 6 交流事業の実施

構成自治体の様々な知恵や工夫、取組を〈共有〉、〈交流〉、〈発信〉し、自治体の課題解決や取組のレベルアップを図る交流事業を実施します。

### (1) b ツアー

日時：平成24年11月2日（金）

生物多様性豊かな横浜市南部地区に位置する「横浜つながりの森」やビオトープ整備など企業等の取組が熱心に行われている「京浜の森」の視察会（ツアー）を開催します。

### (2) テーブルセミナーの開催～自治体の生物多様性担当者研究会～

生物多様性の取組状況や課題などの共有を目的とし、構成自治体の生物多様性実務者による研究会を専門家を交え、開催します。

### (3) データベースの更新

各自治体の生物多様性保全に関するデータベースの更新を行い、情報の共有化を推進します。

## 7 5月22日「国際生物多様性の日」の自治体による一斉PRの展開

構成自治体が一斉に統一した生物多様性の啓発活動を行うことにより、生物多様性の浸透、主流化を一層推進します。具体的には、5月22日の「国際生物多様性の日」を中心に構成自治体により、統一したロゴマークでの発信やポスター、ホームページでの普及啓発を展開します。

## 8 関連事業の共催・後援

愛知目標の達成に向けて、各自治体が実施する生物多様性の関連事業への共催・後援を行うとともに、自治体間での情報共有を図ります。



生物多様性自治体ネットワーク 構成自治体  
(平成24年11月2日現在)

| 都道府県 | 政令指定都市 |     | 市区町村  |      |      |     |      |      |     | 備考  |
|------|--------|-----|-------|------|------|-----|------|------|-----|-----|
| 北海道  | 札幌市    |     | 黒松内町  | 礼文町  |      |     |      |      |     |     |
| 青森県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 宮城県  | 仙台市    |     | 登米市   | 大崎市  |      |     |      |      |     |     |
| 山形県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
|      |        |     | みなかみ町 |      |      |     |      |      |     |     |
| 埼玉県  | さいたま市  |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 千葉県  | 千葉市    |     | 野田市   | 柏市   | 流山市  |     |      |      |     |     |
|      |        |     | 東京都港区 |      |      |     |      |      |     |     |
| 神奈川県 | 横浜市    | 川崎市 | 横須賀市  |      |      |     |      |      |     |     |
| 新潟県  | 新潟市    |     | 長岡市   | 佐渡市  |      |     |      |      |     |     |
| 石川県  |        |     | 金沢市   | 小松市  | 珠洲市  | 加賀市 |      |      |     |     |
|      |        |     | 越前市   |      |      |     |      |      |     |     |
| 長野県  |        |     | 松本市   | 飯田市  | 軽井沢町 |     |      |      |     |     |
| 岐阜県  |        |     | 高山市   | 中津川市 |      |     |      |      |     |     |
|      | 静岡市    | 浜松市 |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 愛知県  | 名古屋市   |     | 豊橋市   | 岡崎市  | 一宮市  | 瀬戸市 | 春日井市 | 豊川市  | 津島市 |     |
|      |        |     | 碧南市   | 刈谷市  | 豊田市  | 安城市 | 蒲郡市  | 犬山市  | 稲沢市 |     |
|      |        |     | 新城市   | 知立市  | 尾張旭市 | 高浜市 | 田原市  | 清須市  | 弥富市 |     |
|      |        |     | あま市   | 長久手市 | 扶桑町  | 大治町 | 阿久比町 | 南知多町 | 美浜町 |     |
|      |        | 武豊町 | 東栄町   |      |      |     |      |      |     |     |
| 三重県  |        |     | 鳥羽市   | 志摩市  | 菰野町  |     |      |      |     |     |
| 滋賀県  |        |     | 高島市   |      |      |     |      |      |     |     |
| 京都府  | 京都市    |     | 木津川市  |      |      |     |      |      |     |     |
|      | 堺市     |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 兵庫県  | 神戸市    |     | 明石市   | 西宮市  | 豊岡市  | 篠山市 |      |      |     |     |
| 奈良県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 和歌山県 |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 鳥取県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 島根県  |        |     | 出雲市   |      |      |     |      |      |     |     |
| 岡山県  | 岡山市    |     | 倉敷市   | 真庭市  |      |     |      |      |     |     |
|      | 広島市    |     | 福山市   | 北広島町 |      |     |      |      |     |     |
| 山口県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 徳島県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 愛媛県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 高知県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 福岡県  | 北九州市   | 福岡市 | うきは市  |      |      |     |      |      |     |     |
| 佐賀県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 長崎県  |        |     | 対馬市   |      |      |     |      |      |     |     |
| 熊本県  |        |     | 阿蘇市   |      |      |     |      |      |     |     |
| 大分県  |        |     |       |      |      |     |      |      |     |     |
| 宮崎県  |        |     | 綾町    |      |      |     |      |      |     |     |
| 鹿児島県 |        |     | 大和村   |      |      |     |      |      |     |     |
| 沖縄県  |        |     | 国頭村   | 南大東村 | 竹富町  |     |      |      |     |     |
| 33   | 17     |     | 74    |      |      |     |      |      |     | 124 |